

会員各位

2019年8月3日
ゲンゼスポーツ株式会社

消費税率改定に関するお知らせ

拝啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃はゲンゼスポーツクラブ各店舗をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、この度の『消費税率改定』に伴い、弊社における消費税の取り扱いにつきまして、下記の通り、対応をさせていただきます。
内容をご確認いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更内容

【現行】 税抜価格＋消費税8% → 【改定後】 税抜価格＋消費税10%

2. 実施時期

2019年10月度対象分より

3. 改定後の会費と諸費用

- ・消費税をお預かりする全てのお取引。
- ・各種会費、利用料、有料サービス、ショップ商品など付帯料金にも適応させていただきます。
(飲食料品の軽減税率適用販売品は除きます)

【月会費の取扱いについて】

- ①2019年10月度以降の月会費は、税抜価格に消費税10%をお預かりいたします。
* 10月度会費分の口座引落は、9月27日引落より10%の消費税をお預かりいたします。
(店舗によっては引落日が26日)
- ②施設利用料(レンタル、法人、体験利用料等)につきましては、2019年10月より、
価格の改定をさせていただきます。
* 金額の詳細につきましては、2019年9月1日よりホームページ及び館内にて掲示をさせていただきます。

【年一括払い費用の取扱いについて】

一部、年一括払いのご契約のお客様につきましては、個別にて対応をさせていただきます。
場合がございます。

以上